

人事委員会規則七―五十（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月二十八日

秋田県人事委員会委員長 西 野 三紀子

人事委員会規則七―五十（農林漁業普及指導手当）の一部を改正する規則
人事委員会規則七―五十（農林漁業普及指導手当）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（支給できない場合）</p> <p>第三条 条例第二十三条の三の二第一項の職員で常勤のものについて、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する週休日若しくは同条第三項若しくは勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は条例第十四条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に該当しない日（以下この項において「勤務を要する日」という。）のうち、普及事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病を含む。）又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定</p>	<p>（支給できない場合）</p> <p>第三条 条例第二十三条の三の二第一項の職員で常勤のものについて、月の初日から末日までの間において、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第一項に規定する週休日</p> <p>又は条例第十四条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に該当しない日（以下この項において「勤務を要する日」という。）のうち、普及事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第三条第一項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病を含む。）又は同法第二条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第三条第一号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第二条第四項第一号に規定する派遣先団体をいう。）若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定</p>

する退職派遣者の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病のため勤務時間条例第十六条の規定により病気休暇の承認を受けて勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の二分の一に満たない場合は、農林漁業普及指導手当は支給することができない。

2・3 略

する退職派遣者の特定法人（同条第一項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤による負傷若しくは疾病のため勤務時間条例第十六条の規定により病気休暇の承認を受けて勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の二分の一に満たない場合は、農林漁業普及指導手当は支給することができない。

2・3 略

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。